

2022年2月1日

各位

キャッシュカードによるATM振り込みの一部制限対象年齢引き下げについて
～特殊詐欺等被害防止への取り組み～

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）では、全国的に多発しているご高齢者に対する還付金詐欺等の特殊詐欺被害を防止するため、2022年3月1日（火）より、キャッシュカードによるATMでの一部制限対象年齢を改定させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、窓口にてお振り込みのお手続きをお願いいたします。

お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容

以下に該当する預金口座は、キャッシュカードによるATMでのお振り込みがご利用いただけません。

改定後	改定前
以下の①と②の両方に該当する預金口座 ① 65歳以上 のお客さま個人名義の預金口座 ② ATMでキャッシュカードによるお振り込みを2年以上されていない預金口座	以下の①と②の両方に該当する預金口座 ① 70歳以上のお客さま個人名義の預金口座 ② ATMでキャッシュカードによるお振り込みを2年以上されていない預金口座

2. 改定日 2022年3月1日（火）

3. 利用制限の解除を希望される場合

以下のものをお持ちのうえ、お近くの窓口にてお手続きをお願いします。

- 対象口座のキャッシュカード
- お届け印
- 運転免許証または健康保険証等の本人確認資料

4. その他

キャッシュカードによるATMでの「お預け入れ」「お引き出し」等のお取引は従来どおりご利用いただけます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
広報室 豊原
TEL 023-623-1221（代表）